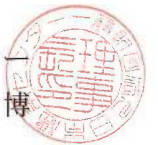




評 定 書 (工法等)

日本プライススリーブ株式会社
代表取締役社長 熊谷 重隆 様

一般財団法人 日本建築センター
理事長 橋本 公 博



令和 2 年 11 月 10 日付けで、評定申し込みのあった下記の件について、当財団コンクリート構造評定委員会（委員長：林静雄）において慎重審議の結果、平成 27 年 11 月 18 日付け評定書（評定番号：BCJ 評定-RC0471-01）のとおり、本件は、申し込みの範囲において、当委員会で定めた基準に照らし、妥当なものであると評定します。

なお、本評定書の有効期間は、令和 7 年 11 月 17 日までとします。

令和 2 年 12 月 16 日

記

1. 件 名 スリムスリーブ鉄筋継手 X タイプ
2. 継手の概要 種 類：SD295A、SD345、SD390、SD490
呼 び 名：D22、D25、D29、D32、D35、D38、D41、D51
形 状：JIS G 3112（鉄筋コンクリート用棒鋼）に適合した異形棒鋼
3. 継手の性能 A 級（2015 年版建築物の構造関係技術基準解説書
「鉄筋継手性能判定基準」による）
4. 評 定 区 分 更新
5. 変更の内容 1) 代表者名の変更
2) 準拠規基準等を最新版に変更
・鉄筋コンクリート構造計算規準・同解説（2018）
・JASS5 鉄筋コンクリート工事（2018）
3) 用語の整理
4) グラウト材の製品基準の見直し

上記項目以外は評定書（BCJ 評定-RC0471-01）のとおり

6. 備 考

本評定は、設計・施工・品質管理等が適切に行われることを前提に、提出された資料に基づいて行ったものであり、個々の工事等の実施過程及び実施結果の適切性は評定の範囲に含まれていない。また、本評定は申込者による自主管理方法について行われたものであり、受入れに際しては、工事管（監）理者の判断による受入検査が行われることを前提としている。

なお、日本プライススリーブ株式会社は、「部材製造者、現場係員、継手施工責任者は、継手工事に係る品質管理が評定内容に則して行われていることを示す書類を、評定機関から求められた場合には提示する必要がある」ことを技能講習時に説明することとした。